

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1352号)

平成28年10月14日

横情審答申第1352号

平成28年10月14日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成28年4月21日建都計第136号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「栄区上郷猿田地区における都市計画提案に関して横浜市都市計画提案評価委員会が提案者へ求めた確認事項について、提案者から12月22日に提出された回答書のうち、神奈中車庫前交差点改良計画図」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「栄区上郷猿田地区における都市計画提案に関して横浜市都市計画提案評価委員会が提案者へ求めた確認事項について、提案者から12月22日に提出された回答書のうち、神奈中車庫前交差点改良計画図」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「栄区上郷猿田地区における都市計画提案に関して横浜市都市計画提案評価委員会が提案者へ求めた確認事項について、提案者から12月22日に提出された回答書のうち、神奈中車庫前交差点改良計画図」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年3月23日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書のうち「神奈中車庫前交差点改良計画図」の断面図及び改良計画図の交差点の手前の側端から30メートル以外の部分（以下「本件申立部分」という。）については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第3号イに該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、横浜市都市計画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、将来の開発協議及び栄区上郷猿田地区における都市計画提案（以下「本提案」という。）に関して、審議に必要な資料を東急建設株式会社（以下「提案者」という。）に求めたものについて、平成26年12月22日に提案者から評価委員会に対して提出された回答書（図面含む）一式のうち、本提案区域外の内容について作成された図面である。

提案者からは、本提案区域外の用地調整に関する重要事項を含むことを理由に、情報公開条例に基づく開示請求等に応じる時期及び範囲に関して、特段の留意を図ることが求められている。

また、都市計画決定・変更前の現段階で対象行政文書を開示すると、用地調整等を

含めた事業活動への影響に加え、本提案区域外の図面を評価委員会のために作成し、特段の留意を図る旨、複数回にわたり依頼された案件について開示することになり、本市への信頼性を損なうことになるため、本号イに該当する。

- (2) しかし、対象行政文書のうち縮尺、設計条件、環状4号線改良計画欄、現況・改良概略図、改良計画図の交差点の手前の側端から30メートル以内の部分、凡例及び工事件名欄は、提案者が横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第51条に基づき設置されている横浜市環境影響評価審査会に提出した資料に類似した内容も含まれており、当該資料は公表されていることから本号イに該当せず、開示とした。
- (3) 断面図及び改良計画図の交差点の手前の側端から30メートルを超える部分は、横浜市環境影響評価審査会ほか、公表されている資料等に当該非開示部分に類似するものはないため非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、図面全部の開示を求める。
- (2) 環状4号線は渋滞がひどく、特に未工事範囲は交通ができないほどの状態であり、周辺住民は、通勤通学に著しい不便を感じている。

このまま開発工事が行われると、さらに通行車両が増え、上郷東地区は陸の孤島化することは明白である。環状4号線のうち、特にひどい渋滞部分は環状4号線と舞岡上郷線の交点である神奈中車庫前交差点（以下「本件交差点」という。）である。

- (3) 本件交差点について、前回開示請求により開示された図面の範囲は申立人の要望にほど遠い。申立人が求めた道路断面図が示されていないし、寸法も示されておらず、間違いだらけである。
- (4) 開示された図面の右上部分の現況・改良概略図のうち朝比奈側から来て右折する車線について、図面上の現況幅員は2.5メートルとなっているが、不審に思って実測すると2.25メートルであった。念のため、土木事務所に依頼して計測してもらったら2.2メートルとの回答があった。常識では考えられない不正確な図面であると考えており、図面どおりの道路の幅員は確保できないはずである。
- (5) 市役所は近隣住民の意見を聞かずに、地権者の意向だけを聞いて開発を決断して

しまい、その過程においては地方分権や主権在民のかけらもない。市素案の作成、公聴会、都市計画審議会の審議等の手続を全て無視するもので、市民として到底納得できるものではない。

- (6) 開示された図面については、前記のとおり誤りを含む内容であって、社印を確認することができない不真面目な内容のものであると考える。そのため、提案者に新たな図面を書き直しさせること、図面が完成したら新たに開示請求を行い、書き直された内容について確認するとともに本提案の是非についても考えていきたい。

## 5 審査会の判断

### (1) 都市計画提案に係る事務について

ア 平成14年の都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正（平成15年1月1日施行）により、住民等がより主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを可能とするための制度として都市計画提案制度が創設された。

この制度は、土地所有者等が、一定の条件を満たした上で、地方公共団体に都市計画の提案をすることができるというものである。

イ 横浜市では、都市計画法第21条の2の規定に基づき、横浜市に対し都市計画の決定又は変更を提案（以下「都市計画提案」という。）する手続に必要な事項を横浜市都市計画提案に関する手続要領（平成14年12月27日制定。以下「要領」という。）で定めている。要領第9条では、受理した都市計画提案を踏まえて都市計画を決定し、又は変更する必要があるかどうかを判断するため、評価委員会を設置することとしている。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本提案に関して評価委員会が提案者へ求めた確認事項について、提案者から平成26年12月22日に提出された回答書（図面含む）一式のうち神奈中車庫前交差点改良計画図である。

実施機関は、本件申立文書のうち、本件申立部分を情報公開条例第7条第2項第3号イに該当するため非開示としたとしている。これに対し申立人は、図面全部について開示するよう求めている。

### (3) 情報公開条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・イ 実施機関の要請を受けて、公にし

ないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの・・・」については開示しないことができると規定している。また、本号ただし書では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 当審査会において、本件処分に係る状況について確認を行ったところ、次のとおりであった。

(ア) 本件申立文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1331号（平成28年1月29日。以下「先例答申」という。）において、答申がされている。

先例答申では、図面の一部については既に公表されており開示範囲を拡大すべきとしたものの、都市計画決定・変更前の段階で本件交差点の図面部分を全部開示すると、本提案区域外の図面を評価委員会のために作成し、特段の留意を図る旨、複数回にわたり依頼がされた案件について開示することになり、提案者の実施機関への信頼性を損なうおそれが生じるとして、図面の一部を除く部分は非開示とすべきと判断している。

実施機関は、この答申を尊重して異議申立てに対する決定を行い、図面の一部について開示範囲を拡大した。本件異議申立ては、先例答申に係る申立人と同一の申立人から、先例答申において非開示を妥当と判断した部分の開示を求め申し立てられたものである。

(イ) 先例答申の後、本件処分に対する判断に関わるような新たな事由等が加わっているかを検討するため、当審査会において、本提案が本件申立て時点で都市計画のどのような段階にあるかを調査した。具体的には、実施機関への聞き取りによる調査に加えて、市報や横浜市のホームページにおいて公表されている情報について確認した。

その結果、本提案に係る都市計画決定手続は都市計画決定・変更前の段階であり、先例答申がされた平成28年1月時点からの新たな事由等は確認できなかった。このことから、都市計画決定手続における段階は先例答申の段階から進んでおらず、実施機関において本提案につき提案者との信頼性を損なうことなく業務を進めていく必要性は、依然として存在していると考えられる。

(ウ) また、実施機関からは、都市計画決定・変更前の段階の図面であることも含めて特段の留意を図ることを求める状況は変化していないと提案者から聞いている、

との説明があった。

ウ 当審査会は以上を踏まえ、次のとおり判断する。

- (ア) 本件申立文書は、本提案の審議に際し必要な資料として提案者が評価委員会のために個別に作成した本提案区域外の図面であり、本提案区域外の用地調整に関する重要事項を含むことを理由に情報公開条例に基づく開示請求等に応じる時期及び範囲に関して、特段の留意を図ることが求められている。

本件処分に係る状況について審査会で確認を行った内容は前述のとおりであり、実施機関と提案者との関係は先例答申時点における状況と比べても変化していない。

すなわち、本件申立文書のうち本件申立部分は実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされている情報に該当するというべきである。

よって、本件申立部分は、本号イに該当する。

- (イ) なお、意見陳述における、渋滞がひどく特に未工事範囲は交通ができないほどの状態であり周辺住民は通勤通学に著しい不便を感じている、との申立人の主張については、情報公開条例第7条第2項第3号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するという主張とも解することができる。

しかしながら、本号ただし書については、事故や災害等による危害の発生を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために有用な情報について規定したものであり、例えば薬品等に関する情報であって、薬害等による人の生命・健康への危害の発生を未然に防止し、又は現に発生している当該危害を排除することができる場合には、製薬業者等の営業上の不利益にかかわらず、当該情報を開示する場合などが該当する。

このことから、申立人の主張は、交通問題に係る内容ではあるが、上記のような具体的な危害との主張とまでは言えず、本号ただし書に該当する場合であるとまでは言えない。

エ なお、申立人は本提案の是非等について言及しているが、当審査会は情報公開条例第22条の規定に基づき設置された市長の附属機関である。その機能は、実施機関からの、情報公開及び個人情報保護に関する事項についての諮問に応じ調査審議し、

その結果を当該実施機関に答申するというものであり、本提案や本件申立文書に対する申立人の主張・要望を受ける機能を有する機関ではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を情報公開条例第7条第2項第3号イに該当するため一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年4月21日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・諮問の報告
平成28年5月23日	・異議申立人から意見書を受理
平成28年5月26日 (第290回第一部会) 平成28年5月27日 (第293回第二部会)	・諮問の報告
平成28年6月24日 (第295回第二部会)	・審議
平成28年7月15日 (第296回第二部会)	・審議
平成28年7月29日 (第297回第二部会)	・申立人から意見陳述を実施 ・審議
平成28年8月26日 (第298回第二部会)	・審議
平成28年9月9日 (第299回第二部会)	・審議